

平成18年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社エンプラス  
代 表 者 名 代表取締役社長 杉本 敏昭  
(コード番号 6961 東証第一部)  
問 合 わ せ 先 役職名 取締役経営管理本部長  
氏 名 酒 井 崇  
(TEL 048-253-3131)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月24日開催の取締役会において、「定款の一部変更」に関し平成18年6月29日開催予定の第45回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。なお、主な項目としては以下のとおりであります。

- ①単元未満株式について行使することができる権利を定めるために、規定を新設するものであります。
- ②会社法により株主総会の招集地制限が廃止されたことに伴い、株主総会招集を合理的な地域に限定すべく招集地を埼玉県または東京都各特別区内とするものであります。
- ③株主総会の招集に際しインターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は株主に対して提供したものとみなすことが可能になるため、株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、規定の新設を行うものであります。
- ④株主総会の議決権代理行使に関し代理人の数を定めることが認められたことから、当該代理人の数を一人と定め、あわせて代理権の証明を書面にて行うことにつき規定するものであります。
- ⑤取締役の経営責任を明確にし経営体質の強化を図るため、取締役の任期を「就任後2年内」から「選任後1年以内」に短縮することとし、これに伴い取締役の任期調整に関する規定を削除するものであります。
- ⑥取締役会の書面または電磁的記録による決議が認められたことに伴い、取締役会を機動的に運営するため規定の新設を行うものであります。

- ⑦剰余金の配当等を取締役会が定めることができるようになったことに伴い、規定の新設を行うものであります。
- ⑧「会社法」の施行後においては株主総会、取締役会及び監査役会の議事録は「会社法」及び法務省令に基づき作成しなければならず、任意的記載事項である現行規定は不要となりますので、これらを削除するものであります。
- ⑨社外監査役責任限定契約が認められたことに伴い、規定の新設を行うものであります。
- ⑩その他文言を「会社法」にあわせるとともに、条文の新設及び削除を行い、対応する条番号の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p>第1章 総 則<br/>(商 号)<br/>第1条<br/>当社は、株式会社エンプラスと称する。英文では、ENPLAS CORPORATIONと表示する。<br/>(目 的)<br/>第2条<br/>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>1. 下記製品用エンジニアリングプラスチックおよびその複合材料による各種精密部品および製品の製造、加工ならびに販売。<br/>1) 電気機器用各種製品<br/>2) 通信および電子機器用各種製品<br/>3) 光学機器用各種製品<br/>4) 自動車等輸送機器用各種製品<br/>5) 積算計、時計および計測器用各種製品<br/>6) 産業機器用各種製品<br/>7) 医療および健康機器用各種製品<br/>8) 事務機器用各種製品<br/>2. 前号の機械設備、金型、治工具等の製造および販売。<br/>3. 前各号に関連する一切の事業。<br/>4. 各種事業に対する投資。</p> | <p>第1章 総 則<br/>(商 号)<br/>第1条<br/>【現行どおり】<br/><br/>(目 的)<br/>第2条<br/>【現行どおり】</p> |
| <p>(本店の所在地)<br/>第3条<br/>当社は、本店を埼玉県川口市に置く。</p>   | <p>(本店の所在地)<br/>第3条<br/>【現行どおり】</p>   |

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>【新 設】</p>   | <p>(機関)</p> <p>第4条<br/>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会<br/>2. 監査役<br/>3. 監査役会<br/>4. 会計監査人</p>   |
| <p>(公告の方法)</p> <p>第4条<br/>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>  | <p>(公告方法)</p> <p>第5条<br/>【現行どおり】</p>   |
| <p>第2章 株 式</p>   | <p>第2章 株 式</p>   |
| <p>(発行する株式)</p> <p>第5条<br/>当社の発行する株式の総数は、62,400,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>   | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条<br/>当社の発行可能株式総数は、62,400,000株とする。【以下削除】</p>  |
| <p>【新 設】</p>   | <p>(株券の発行)</p> <p>第7条<br/>当社は、株式に係る株券を発行する。</p>  |
| <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条<br/>当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>   | <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条<br/>当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>   |
| <p>(1<u>単元の株式の数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条<br/>当社の1<u>単元の株式の数</u>は、100株とする。<br/>②当社は1<u>単元の株式の数</u>に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> | <p>(<u>単元株式数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条<br/>当社の単元株式数は、100株とする。<br/>②当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>   |
| <p>【新 設】</p>   | <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条<br/>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br/>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u><br/>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u><br/>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> |
| <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第8条<br/>当社は株式について名義書換代理人を置く。<br/>②<u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取</p>  | <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第11条<br/>当社は、株主名簿管理人を置く。<br/>②<u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、</p>   |

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③当会社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という）ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社では取扱わない。</p>  | <p>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> |
| <p>（株式取扱規則）</p> <p>第9条</p> <p>株券の種類ならびに株式の名義書換、質権に関する登録、信託財産の表示または株券の不所持、再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>   | <p>（株式取扱規則）</p> <p>第12条</p> <p>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料並びに株主権の行使の手續等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>   |
| <p>（基準日）</p> <p>第10条</p> <p>当会社の定時株主総会において権利を行使しうる株主（実質株主を含む。以下同じ）は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿等に記載または記録された株主とする。</p> <p>②前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議により、予め公告して一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもってその権利を行使すべき株主とする。</p> | <p>【削 除】</p>   |
| <p>第3章 株主総会</p>  | <p>第3章 株主総会</p>  |
| <p>（招 集）</p> <p>第11条</p> <p>定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p>  | <p>（招 集）</p> <p>第13条</p> <p>当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>   |
| <p>【新 設】</p>   | <p>（招集地）</p> <p>第14条</p> <p>当社は、埼玉県または東京都各特別区内で株主総会を開催する。</p>  |
| <p>【新 設】</p>   | <p>（定時株主総会の基準日）</p> <p>第15条</p> <p>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>   |
| <p>（招集権者および議長）</p> <p>第12条</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>   | <p>（招集権者および議長）</p> <p>第16条</p> <p>【現行どおり】</p>  |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>【新 設】</p>  | <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br/> <b>第17条</b><br/>         当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>         |
| <p>(決議の方法)<br/> <b>第13条</b><br/>         株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行なう。<br/>         ②商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> | <p>(決議の方法)<br/> <b>第18条</b><br/>         株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。<br/>         ②<u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p> |
| <p>(議決権の代理行使)<br/> <b>第14条</b><br/>         当社の株主は、他の議決権ある株主に委任してその議決権を行使することができる。</p>  | <p>(議決権の代理行使)<br/> <b>第19条</b><br/>         株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u><br/>         ②<u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p>  |
| <p>(議事録)<br/> <b>第15条</b><br/> <u>株主総会における議事の経過の要領および結果は議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印して、当社に保存する。</u></p>   | <p>【削 除】</p>   |
| <p>第4章 取締役および取締役会</p>   | <p>第4章 取締役および取締役会</p>  |
| <p>(定 員)<br/> <b>第16条</b><br/>         当社の取締役は15名以内とする。</p>   | <p>(定 員)<br/> <b>第20条</b><br/>         【現行どおり】</p>   |
| <p>(選 任)<br/> <b>第17条</b><br/>         取締役は株主総会において選任する。<br/>         ②取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。<br/>         ③取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>       | <p>(選任方法)<br/> <b>第21条</b><br/>         取締役は、株主総会において選任する。<br/>         ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。<br/>         ③取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>                        |
| <p>(任 期)<br/> <b>第18条</b><br/>         取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>   | <p>(任 期)<br/> <b>第22条</b><br/>         取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u></p>   |

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>②補欠により就任した取締役の任期は、退任した取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>③増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p>  | <p><u>の終結の時までとする。</u></p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p>  |
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条<br/>当社は取締役会の決議により代表取締役を定める。</p> <p>②当社は取締役会の決議により、取締役のうちより、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p>  | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条<br/>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>  |
| <p>(取締役会)</p> <p>第20条<br/>当社の業務執行上重要な事項は取締役会の決議によりこれを決する。</p> <p>②取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p>   | <p>【削除】</p>  |
| <p>(取締役会の招集、議長および決議)</p> <p>第21条<br/>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、<u>予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>②取締役会の招集通知は会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>③取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数でこれを決する。</p> | <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条<br/>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②取締役社長に欠員または事故があるときは、<u>取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> |
| <p>【新設】</p>  | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条<br/>取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                   |
| <p>【新設】</p>  | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条<br/>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</p>   |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>(議事録)<br/>第22条<br/>取締役会における議事の経過の要領および結果は議事録に記載し、議長並びに出席した取締役および監査役がこれに記名押印して、当会社に保存する。</p>                    | <p>【削除】</p>  |
| <p>【新設】</p>   | <p>(取締役会規則)<br/>第27条<br/>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>   |
| <p>(報酬)<br/>第23条<br/>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>  | <p>(報酬等)<br/>第28条<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>   |
| <p>第5章 監査役および監査役会</p>   | <p>第5章 監査役および監査役会</p>  |
| <p>(定員)<br/>第24条<br/>当社の監査役は4名以内とする。</p>  | <p>(定員)<br/>第29条<br/>【現行どおり】</p>   |
| <p>(選任)<br/>第25条<br/>監査役は株主総会において選任する。<br/>②監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p>               | <p>(選任方法)<br/>第30条<br/>【現行どおり】<br/>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>   |
| <p>(任期)<br/>第26条<br/>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。<br/><br/>②補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の残任期間の同一とする。</p> | <p>(任期)<br/>第31条<br/>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/><br/>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>(常勤監査役)<br/>第27条<br/>監査役は、互選により常勤監査役を定める。</p>  | <p>(常勤の監査役)<br/>第32条<br/>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>  |
| <p>(監査役会)<br/>第28条<br/>監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p>                                 | <p>【変更案第34条に移行】</p>  |
| <p>(監査役会の招集および決議)<br/>第29条<br/>監査役会の招集通知は会日の5日前までに各監</p>  | <p>(監査役会の招集および決議)<br/>第33条<br/>監査役会の招集通知は会日の5日前までに各監</p>   |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p>査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる</p> <p>③監査役会の決議は法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数でこれを決する。</p> | <p>査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>【削除】</p>                        |
| <p>【新設】</p>   | <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条</p> <p>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>  |
| <p>(議事録)</p> <p>第30条</p> <p>監査役会における議事の経過の要領および結果は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印して、当会社に保存する。</p>   | <p>【削除】</p>   |
| <p>(報酬)</p> <p>第31条</p> <p>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>  | <p>(報酬等)</p> <p>第35条</p> <p>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>  |
| <p>【新設】</p>   | <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第36条</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>              |
| <p>第6章 計 算</p>  | <p>第6章 計 算</p>  |
| <p>(営業年度)</p> <p>第32条</p> <p>当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p>  | <p>(事業年度)</p> <p>第37条</p> <p>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>  |
| <p>【新設】</p>   | <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第38条</p> <p>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>                     |
| <p>(利益配当金)</p> <p>第33条</p> <p>当社の利益配当金は毎決算期現在の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または質権者に対し支払う。</p>  | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条</p> <p>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p>(中間配当金)<br/>第 34 条<br/>当社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配 (以下中間配当金という) をすることができる。</p> | <p>(中間配当)<br/>第 40 条<br/>当社は、取締役会の決議によって、会社法 454 条第 5 項に定める金銭の分配をすることができる。</p>                |
| <p>(配当金の除斥期間)<br/>第 35 条<br/>利益配当金および中間配当金は支払開始の日から起算して満 3 年を経過したときは、当社は支払いの義務を免れる。</p>   | <p>(配当の除斥期間)<br/>第 41 条<br/>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> |

以上